

戦後日本の原子力行政史を振り返る

——その「制度体質」を理解するため

はじめに

原子力安全・「不安」院とも揶揄される原子力安全・保安院。東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発の事故で、その名称は一躍全国に知れ渡ることになった。原子力政策の推進官庁である経済産業省の中に、その規制機関である原子力安全・保安院が置かれている。この制度設計のあり方がチェックを不十分にさせ、事故を未然に防げなかったのではないか。こうした主張が大震災後しきりになされている。

大震災から九年前の二〇〇二年。内部告発された福島第一・第二原発の検査記録の改ざんを、経産省と保安院が二年間にわたって握りつぶしてきた事実が発覚した。この事件を徹底的に究明し、国と対峙した当時の佐藤栄佐久福島県知事は、すでに次のように国の原子力行政の体質を見抜いていた。

「経済産業省の中に、ブルサーマルを推進する資源エネルギー庁と、安全を司る原子力安全・保安院が同居している。これまでわれわれは国に対し、警官と泥棒が一緒になっているような、こうした体質を変えてくれと言いつつ続けた。それに対して原子力委員会は、事務局である経産省の役人の書いたゼロ回答を送ってよこした。ここに問題の原因

のすべてが凝縮されている。」（佐藤、八六頁）

周知のとおり、佐藤はその後県発注のダム工事をめぐる汚職事件で追及を受け、二〇〇六年九月に県知事を辞職し一〇月には逮捕される。「国策捜査」の生け贄になったのである。

佐藤がここで挙げている保安院や原子力委員会とはいかなる組織なのか。これらとは別に原子力安全委員会という機関も存在する。さらにいま、原子力安全庁なる新しい官庁がつくられようとしている。本稿では戦後日本の原子力行政史において、それぞれの原子力行政機関が設置される文脈を確認していきたい。この作業を通じて、警官と泥棒が一緒になっている「原子力行政の「制度体質」がはつきり把握されよう。

1 それは予算計上からはじまった

議員修正による原子力予算の計上

戦後日本の原子力行政史をまとめたのが図表1である。

戦後日本の原子力行政のはじまりは一九五四年にさかのぼる。三月三日の衆院予算委員会審議において、議員修正によって原子力調査費二億三五〇〇万円など合計二億五〇〇〇万円の原子力予算が突如計上された

【図表1】戦後日本の原子力行政略史

西暦	主な出来事
1954.3	初の原子力予算2億5000万円を計上
1954.3	第五福竜丸事件
1954.4	日本学術会議が原子力の平和利用の3原則を決議
1954.5	原子力利用準備調査会を設置
1954.12	初の海外調査団を派遣
～55.3	
1955.4	通産省工業技術院に原子力課を設置
1955.7	経済企画庁に原子力室を設置
1955.7	海外調査団が報告書を提出
1955.8	ジュネーブで開かれた国連の第1回原子力平和利用国際会議に国会代表団が派遣される
1956.1	総理府の附属機関(のちに審議会等)として原子力委員会が設置、初代原子力委員長は正力松太郎国務大臣 総理府原子力局が発足
1956.5	科学技術庁発足(初代長官は正力)、原子力局を総理府から移管
1957.8	東海村の実験炉で日本初の「原子の火」がともる
1965.5	東海原発初臨に到達、初の商用炉に
1973.7	通産省に資源エネルギー庁を設置
1974.9	原子力船「むつ」放射能漏れ事故
1976.1	科技庁に原子力安全局を設置
1978.10	原子力安全委員会が原子力委員会から分離、発足
1995.12	高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏洩事故
1999.9	東海村 JCO 臨界事故
2000.4	原子力安全委が改組、事務局が科技庁から総理府へ
2001.1	《中央省庁再編》 科技庁は文部省と統合され文部科学省に 科技庁原子力局、原子力安全局は廃止 資源エネルギー庁に原子力安全・保安院を設置 工業技術院は廃止 原子力委員会が改組、事務局は内閣府に 原子力安全委員会に専属の事務局を設置

作成参照：『日経新聞』2000年12月25日、『朝日新聞』2011年7月17日ほか。

のである。主導したのは、改進黨の稲葉修、斎藤憲三、中曽根康弘らであった。彼らに加えて、右派社会党の松前重義はしばしば集まっては「原子力が新しい産業革命を起こそうとしている現在、日本でも早急に研究する必要がある」（川原、二六七頁）と意気投合していた。

当時の与党・自由党は少数与党であり、保守第二党の改進黨の賛成がなければ予算は成立しなかった。この状況を「天の与えた機会とばかりに、予算修正で原子力平和利用研究への突破口を開こう」（中曽根、一九九二、一六七頁）と彼らは極秘で事を進め、予算修正案提出のタイミ

ングを計っていた。そして、一九五四年度予算案の成立直前に、改進黨は修正案を出したのである。

このいわば「奇襲戦法」について、中曽根は次のように回顧している。「根回しは」ぜんぜんしなかった。改進黨が賛成するかしないかで決まるわけでしょう。そのとき、予算委員会の筆頭理事として、これを呑まないと「予算案に」賛成しないという条件を突きつけた。「中略」自由党は困ったが、採決直前だったから、もう呑まざるを得ないというわけ、あれよあれよという間に通ってしまった。（中曽根、一九九六、一六八頁）

このようにして、自由、改進黨、日本自由の保守三派共同修正予算案は政府原案とともに三月三日に衆院予算委で可決された。これらは翌四日の衆院本会議でも可決された。

寝耳に水の原子力問題を専門とする学者たちは、これに強く反発した。著名な学者二人が「原子力という専門的な事柄に関する重大な問題を、事前に私たちに何の連絡もなしに決められたのは、学界無視もはなはだしいと思います」（川原、二七〇頁）と、改進黨政調会長を訪ねて抗議したのである（会長はそのとき不在で、応対したのは斎藤と中曽根）。新聞各紙の論調も唐突な原子力予算の計上を非難した。たとえば『読売新聞』一九五四年三月六日付社説は、「こ

の一事をもってしても、予算の審議がかなりお座なりだという感じを抱かせるのに十分である」と書いた。

ただ、参院に送られた予算案は緑風会が入場税問題で態度を硬化させて審議未了となり、一九五四年度予算は戦後初の自然成立となった。

原子力予算が成立したことで、日本学術会議は原子力の軍事転用に警戒感を強めた。同会議は四月に、「情報の完全な公開」「民主的な運営」「国民の自主性ある運営」を骨子とする原子力平和利用三原則を決議した。この理念は後述する原子力基本法に生かされることになる。

第五福竜丸被曝発覚前の絶妙のタイミング

実は中曽根らの「奇襲戦法」は絶妙のタイミングであった。原子力予算案が衆院予算委に上程・可決された二日前の三月一日、アメリカは南太平洋ビキニ環礁で極秘裏に水爆実験を行った。これに日本の鮪はえ縄漁船第五福竜丸が被曝した。同船は一四日に所属港である焼津港に帰港し、乗組員二三人全員が病院で診察を受けた。そのうち重傷に二人は東大病院清水外科に移された。読売新聞の記者がこの入院患者をつきとめ、インタビュに成功する。

三月一六日の読売新聞は、この世紀の大スクープ記事を掲載する。三月一日のアメリカの水爆実験を全世界に向けてはじめて報じたのである。もし中曽根らの画策の前にこの事実が明らかにされていれば、原子力予算案は決して日の目を見ることはなかったであろう。アメリカと強いパイプを持つ中曽根は水爆実験のニュースを知らされ、それが公になる前に勝負に出たとする推測が成り立つ。

ついでながら、読売の報道を受けて、右派社会党はビキニ被災調査団を焼津に急行させた。前出の松前もその一員となり、「死の灰」を浴び

た患者を見舞っている。「皮膚はかさぶたができ、髪はぼろぼろだった。」(松前、二二六頁) それでも松前はこう書き加えている。「核問題に対する基本的立場は、いかなる国の原水爆実験にも反対で〔中略〕他方、核エネルギーの平和利用は推進すべきだと考えている。」(同二二二頁) しかし、フクシマを経たいま、「核エネルギーの平和利用」はありえない。

原子力行政機構の立ち上げ

いずれにせよ予算成立を受けて、原子力行政のための機構が整えられていく。まず、一九五四年五月には内閣に原子力利用準備調査会が置かれた。これは「原子力の利用に関する準備的事項について調査する」ことを目的としていた。会長には緒方竹虎副総理、副会長に愛知揆一経済審議庁長官が就いた。民間からは石川一郎経団連会長のほか、茅誠司日本学術会議会長(東大教授) および藤岡由夫原子力問題専門委員会委員長(東京教育大教授) が起用された。茅と藤岡は原子力予算が計上された予算案が衆院予算委員会でも可決された直後に、改進黨に先の申し入れを行った二人である。

この調査会が事実上の原子力に対する最高政策決定機関となった。ただ、その設置根拠は法律ではなく閣議決定にすぎず、それゆえ調査会は臨時的な性格を免れなかった。また、事務局は経済審議庁に置かれた。これが同年七月に経済企画庁へ改組されたことにともない、同庁内に事務局機能を担う原子力室が新設された。その任務は「原子力利用に関する政策の総合調整を行う」ことであった。

一方、前述の一九五四年度予算に計上された原子炉の設置準備のための予算は、通商産業省工業技術院につけられた。とはいえその大部分は執行されることなく、翌一九五五年度に繰り越された。これとは別に一

九五五年度予算では、二億円の予算も新たに認められた。そこで一九五五年四月、工業技術院に原子力課が設置され、原子力開発の研究促進のため着実に予算執行する態勢が整えられた。

2 原子力行政機構はいかにあるべきか

独任制か行政委員会方式か

次に議論の焦点になったのは、急拵えの暫定的な原子力利用準備調査会に代わる恒久的な原子力行政機構をどのような方式で設置すべきかであった。原子力庁ないしは原子力局といった通常の独任制の行政組織でよいか、行政委員会方式(次項で詳述)を採用すべきかで議論は難航した。この検討に資するために、一九五四年一月から翌年三月まで、前出の藤原由夫を団長とする一五人の「原子力平和的利用海外調査団」が原子力予算によって派遣された。これは四班に分かれて米、英、仏、インド、スウェーデンなど一四カ国を訪れ、原子力行政の組織体制を調査した。そして、海外調査団は一九五五年七月に報告書を提出する。『朝日新聞』二〇一一年七月一七日付によれば、この報告書は、行政委員会方式ありきの偽装されたものだったという。すなわち、報告書には調査した一四カ国の原子力行政の組織体制は「ほとんどすべて委員会の形」ととつていと書かれていた。しかし実際には、このような行政委員会に原子力行政を委ねているのはアメリカだけだった。

工業技術院の初代原子力課長であった堀純郎は、「米国以外に行政委員会はないが、牽強付会にどこも委員会である、だから日本でも委員会を作らなきゃいかんと、ここだけは強調した」とのちに証言した。この偽装に抵抗した下僚もいたが、結局うその報告書が作成された。

なぜそこまでして行政委員会方式にこだわったのか。『科学技術庁十年史』(五八―一六〇頁)には、調査会に代わる原子力行政機構のあり方をめぐって学者側と政府側で鋭い意見の対立があったことが記述されている。当時、この点などを検討するため、調査会の下部機構として総合部会が設けられていた。これを構成したのは、学識経験者と政府職員からなる一五人の専門委員であった。

ここで提案された原子力行政機構の設置方式は、次の三つに大別された。

- ① 行政委員会として原子力委員会を設ける。
- ② 総理府に原子力庁または局をおき、これに諮問機関としての審議会を設ける。
- ③ 経済企画庁など既存の行政機関に原子力部または原子力開発本部を設ける。

学界側の委員は①案を望ましいとした。アメリカが行政委員会方式をとっていること、専門知識を結集させる必要性、さらには政治勢力に対する独立性を担保することがその理由であった。さらに、学界側は多岐にわたる原子力行政の一元的集中機関の創設を求めた。

一方、政府側の委員は行政委員会方式に難色を示して②案を支持した。日本はアメリカとは行政機構の伝統や事情を異にしており、日本で行政委員会方式を取り入れた場合、それはむしろ非効率と無責任を生みかかない。加えて、専門知識は審議会で十分に吸い上げられる。また、原子力行政を一元化するほどの必要性はなく、担当する各省間の調整に委ねれば足りると考えたのである。

行政委員会とは

行政委員会とはアメリカで発達した制度であり、日本では行政の民主

化の一環として戦後直後にはじめて採用された。当初は農地委員会、労働委員会、持株会社整理委員会、公職適否審査委員会など、連合国による占領行政実施のために設置された。現在では公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会などがある。行政委員会は合議制によって運営される。政治的中立性あるいは高度の専門技術性が求められる行政分野を担当するためである。これに対して、府省庁の場合、長（大臣・長官）が最終的な決定権をもつ独任制をとっている。

確かに合議制をとれば、官僚主義行政の弊害や内閣への権限集中を排除するのに効果的であろう。しかし一方で、責任の所在が不明確になり、能率的な事務処理が阻害されることにもなりかねない。

まぎらわしいのは、名称に「委員会」がつく審議会が存在することである。かつて置かれた国土交通省航空・鉄道事故調査委員会、総務省地方分権推進委員会などがそれに当たる。これらと行政委員会では設置の法的根拠が異なる。

国家行政組織法

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

三条二項 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

（審議会等）

八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することができる。当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

行政委員会は国家行政組織法三条を根拠とするため「三条委員会」とよばれる。これとは別に同八条を根拠とする審議会があり、その名称に

「委員会」がつけられることがある。これらを「八条委員会」という。前者は外局であり、庁と同等の独立した行政組織とみなされる一方、後者は所管省庁に従属する組織であるため独立性は低い。また、行政に対する強制力をもたない。

ちなみに前出の航空・鉄道事故調査委員会は二〇〇八年一〇月に、海難審判庁と統合されて運輸安全委員会へ移行した。すなわち、三条委員会へと改組されたことで、国土交通省の外局として独立性や権限などが強化された。

なぜ報告書を偽装したのか

学界側委員と政府側委員の対立が解けない中、後述するように一九五五年五月三十一日には衆院商工委員会科学技術小委員会が、原子力行政も担う科学技術庁設置を要望する決議を行った。こうして、原子力行政機構をめぐる議論は混迷をきわめたのである。海外調査団の報告書が出されたのはその翌月であった。もちろんここで重要なのは、行政委員会方式をとっている国はアメリカに限らず、一四カ国にものぼると偽装した点である。これは当然、学界側の案に有利な「情報」であった。

前出の堀証言では、偽装させてまでなぜ彼が行政委員会方式にこだわったのか明らかではない。しかし当時の時代状況を考えると、その理由を推し量ることはできる。

原爆投下から一〇年が経過していた。依然としてその惨劇は国民の記憶に強く刻印されており、原爆への恐怖は原子力へのそれを容易に連想させた。しかも、その前年の一九五四年三月には、先に述べたように第五福竜丸被曝の事実が暴露され、国民は原子力の恐怖を再び思い知らされたのである。一九五五年八月には第一回原水爆禁止世界大会が広島、

次いで東京で開催された。

こうした逆風の中、「原子力の平和利用」に国民感情を誘導するためには、学界を敵に回すことなく、中立的な行政委員会を設置するほうが得策だと考えたのであろう。

3 原子力委員会の設置

超党派原子力調査国会議員団が受けた衝撃

国会でも党派を超えた原子力開発の機運が高まりつつあった。一九五五年八月ジュネーブで開かれた原子力平和利用国際会議に、中曽根（民主）、前田正男（自由）、志村茂治（左社）、松前（右社）の各衆院議員が、超党派の原子力調査国会議員団として出席する。彼らは五人の政府代表団に随行するかたちであった。団長は中曽根が務めたが、各党への根回しと旅費の算段に苦労したのは松前である。

衆院議院運営委員会のある理事が「そんなわけの分からん会議」と議員団の派遣に強く反対したため、国会から出た渡航費はわずかに一人あたり一万円だったという。「そこで私は電気通信の関係で顔がきく東京電力へ行き、四百万円の寄付を受け、四人で分けてスイスへ出発した。」（松前、二二四―二二五頁）。松前の骨折りの背景には、資源不足から日本が二度と無謀な戦争に突入しないために、原子力開発を進めるべきだとの確信があった。

※ただし、松前（一九七五）『その後の二等兵 増補版』（東海大学出版会）には、「電気事業連合会に行つて二百数十万円協力を得ることが出来た」（一―三三頁）と書かれている。

国際会議で各国の原子力事情の進捗ぶりに接して、彼らは一様におお

きな衝撃を受ける。閉会后、彼らはフランス、イギリス、アメリカ、カナダの施設を熱心に見学する。松前によれば、「その結果、日本も「原子力時代」に備えて、原子力の平和利用を進めるための原子力基本法と、科学技術行政を行う科学技術省の設置を超党派で推進することに、四人の意見が一致した。」（松前、二二五頁）。また、中曽根は「どこでも同じように、昼は原子力研究所や燃料処理工場など施設を視察し夜は真面目に議論をした（中略）だから、羽田に着く頃には、もう諸法案の骨子ができあがっていた」（中曽根、一九九六、一六九頁）と述べている。

国会案と政府案の対立

彼らは九月に帰国すると、さっそく有志議員を募つて衆参両院による原子力合同委員会を一〇月に発足させた（委員長は中曽根）。その第一回会合は一〇月一日に開かれた。そして二〇日もかからないうちに、原子力基本法要綱や原子力委員会設置法案、科学技術庁設置法案をはじめ原子力行政に関連する八法案ほどを準備したのである。従つて、先の中曽根の発言に誇張はなかったのだろう。中曽根はこう付け加えている。「その間、役人はいっさい使わなかった。衆議院の専門委員と衆議院の法制局の参事を使つて純粹の議員立法をめざしました。よくあれだけつくったものだと感心しますよ。」（中曽根、一九九六、一七〇頁）。

懸案の原子力行政機構のあり方について、原子力委員会設置法案は行政委員会方式を採用し、内閣直属の七人の原子力委員会を設置するとされた。そして、原子力最高機関として原子力利用開発を企画立案するとされた。

これとは別に、同年九月に政府は当時設置されていた民間有識者からなる行政審議会（会長は岸喜二雄日銀政策委員長）に対して、あるべき

科学行政機構について諮問した。そのため、前述の原子力利用準備調査会での同種の議論は中断されることになった。行政審議会では一〇回の討議を重ねて、一月に川島正次郎行政管理庁長官あてに答申を行った。そこでは、原子力行政は新設される科学技術庁に置かれる原子力局が担うとなっていた。すなわち、通常の行政機構とする案が示されたのである。とはいえ、合同委員会も、原子力委員会の庶務を科技庁に委ねることには異論はなかった。

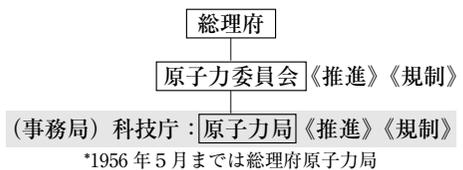
原子力委員会案の採用

国会案と政府案が対立する中、政府には原子力利用のための強力な総合行政機関設置を急ぐ理由があった。アメリカが大統領特別基金で、アジア方面に原子炉建設を行う計画が進行中だったためである。セイロン（現スリランカ）、インドなどはすでに受け入れの積極的運動を展開していた。そこで、日本をアジアの原子力研究の中心国とするために、政府はアメリカ資金による原子炉の国内建設にいまにも着手したかった。すでに一月一日には、日米原子力協定が正式調印されていた。

この一九五五年一月二日に成立した第三次鳩山一郎内閣は状況を打開するため、原子力合同委員会の考え方を強く取り入れた原子力委員会の設置へと踏み出す。そして、開会中の臨時国会で成立させるため、一二月に原子力委員会設置法案および原子力局の設置を規定する総理府設置法一部改正案を閣議決定したのである。前述のとおり、行政審議会案では原子力局は新設予定の科技庁内に置かれることになっていた。しかし、来る通常国会における科技庁設置法案の審議を待たずに、原子力行政機構を確定することが優先された。

一方、合同委員会は原子力基本法案を議員立法とし、この臨時国会

【原子力行政機構図①：1956.1.1～】



での成立を目指した。これらいわゆる原子力三法は二月一日から三日にかけて衆院に提出され、いずれも会期最終日の二月一六日には参院本会議で可決・成立した。まさに「超スピード」であった。

原子力基本法は第二条で次のように、上記の原子力平和利用三原則を謳っていた。「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」そして第四条は、原子力委員会の設置を規定する。「原子力の研究、開発及び利用に関する総理府に原子力委員会を置く。」

その結果一九五六年一月一日に、原子力行政機構として原子力委員会がついに発足するのである。

なお、これらの法案審査において、政府提出の二法案の提案理由を説明したのは、前年二月七日に原子力担当大臣を兼務することになった正力松太郎国務大臣である。一月二日の衆院科学技術振興対策特別委員会・内閣委員会連合審査会において、正力は「核燃料」を「ガイ燃料」と誤読した。「科学技術庁十年史」には、原子力三法が成立した理由の一つに、「自ずからすすんで原子力担当をかってた正力松太郎氏の卓越した慧眼とその熱意」（同六〇頁）を挙げている。ただ、知識は付け焼き刃だったようである。

正力についての大部の伝記を著した佐野真一はこう評価している。「正

力が原子力の平和利用を獅子吼し、その実現に向け死にもぐるいで邁進していったのは、科学技術の進歩を信じていたからではなく、「中略」それが次期宰相に最もふさわしい国家的政策だと考えたからにほかならなかった。」(佐野、五三七頁)

原子力委員会設置法

原子力委員会設置法の各条文のうち、この委員会の性格を規定しているものを以下掲げる。

第一条 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策に関すること。
- 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。
- 三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画に関すること。
- 四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。（以下略）

第三条 内閣総理大臣は、前条の決定について委員会から報告を受けるときは、これを尊重しなければならない。

第四条 委員会は、原子力利用に関する重要事項について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

第五条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるとき

は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第六条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。（以下略）

第七条 委員長は、国務大臣をもつて充てる。（以下略）

第八条 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。（以下略）

原子力合同委員会が当初想定していたのは、内閣直属の行政委員会だった。しかし、実際には総理府に置かれた。第一条の「行政の民主的な運営を図るため」という規定がポイントであろう。独立性を強化するあまり、原子力委員会が内閣の方針に反する政策を打ち出さない歯止めがここでかけられている。各省庁との連携を命じる文言ともみなしうる。

すなわち国家行政組織法の上では、原子力委員会は三条委員会ではなく、八条委員会に該当する。ただし、八条委員会であれば所管官庁に付属する諮問機関として通常は位置づけられる。ところが、原子力委員会は諮問を待たずに自ら「企画」「審議」「決定」できる（二二条）。首相は委員会の報告を「尊重」する義務があり（三二条）、委員会は首相を通じて関係機関の長に勧告しうる（四二条）。さらに、委員会は必要に応じて関係行政機関から資料を要求することができる（五二条）。

これらの点から、八条委員会としては例外的にきわめて強力な機関として位置づけられている。言い換えれば、原子力委員会は単なる諮問機関ではなく、原子力行政に関する最高責任機関であるといえる。

そして、委員長は国務大臣である（七二条）。初代委員長には、前記の正力松太郎国務大臣が兼務して就いた。執務室は首相官邸に置かれた。一方、四人の委員（六二条）には党派性とは縁遠い「大物」が起用された。

ノーベル物理学賞を受賞して国民的英雄となった湯川秀樹はその象徴で

ある。正力は中曾根とともに、湯川を口説き落とすのに全力を尽くした。残る委員三人は、いずれも前出の石川一郎経団連会長と藤岡由夫東京教育大教授、さらに経済学者の有沢広巳であった。国民の間でわだかまっていた「原子力アレルギー」を払拭するための布陣が敷かれたのである。この四人の委員については、一九五五年一月二三日の衆参それぞれの本会議で任命の同意が全会一致で得られた。そして、年明け早々の一月四日には第一回委員会を開催してすぐに活動を本格化させていく。また、二条に列挙されている事項に、原子力政策の推進と規制という相容れない事務が規定されていることは注目してよい。警官と泥棒が一緒になっっている。原子力委員会の「制度体質」が、すでにここにもみられる。

湯川の憂慮が的中した「3・11」

ところで、早くも翌一九五七年三月に湯川は委員を辞任する。正力は「五年後には原発を建てる」と前のめりだったのに対して、湯川は発電用原子炉の早期導入には極力反対の姿勢を示した。それでは日本の技術が外国依存化すると憂慮していたのである。この路線の食い違いも辞任の一因となった。実際に、日本初の商用炉として東海原発が稼働するのは一九六五年五月のことであった（翌年に営業運転開始）。

湯川の悪い予感「3・11」で的中したといふべきだろう。東電初の原発だった福島第一原発一号機は、ゼネラル・エレクトリック（GE）などアメリカ企業に工事を頼り切っていた。すなわち、「東電は運転開始のキーをひねるだけ」でしかない「フル・ターン・キー」契約だったため、技術面はすべてアメリカ依存だった。非常用発電機が地下に置かれたのも、竜巻やハリケーンに備えた「アメリカ仕様」だったからだ。

そして、それが想定していない津波により全電源が失われ、取り返しの付かない事態を招く結果となった。（『朝日新聞』二〇一一年六月一日夕刊）

4 科学技術庁の発足

松前重義の悲願

原子力委員会が活動を開始した頃、科学技術庁の新設はすでに既定路線といつてよかった。

上述のとおり一九五五年五月三十一日に、衆院商工委員会科学技術振興に関する小委員会は、以下の「科学技術庁設置に関する決議案」を全会一致で採択した。ちなみに、小委員会の委員長は前出の前田正男が務めていた。

「科学技術庁設置に関する決議案」

原子力の平和的利用を推進し、科学技術の飛躍的發展を期するため、原子力統轄機構を含む科学技術行政全般の総合調整と刷新の目的をもって、この際総理府に科学技術庁を設置することを要望する。

右決議する。」

冒頭に「原子力の平和的利用」が謳われている。つまり、科技厅は第一には原子力行政機構として構想されていたことがわかる。親委員会に当たる衆院商工委員会も、翌六月一日にこの決議案を採択している。委員長は田中角栄だった。その後、首相としてオイルショックの対応に追われた田中は、「原子力問題原子力発電というものがどんなに必要であるかという必要性に対しては、もう全く議論がないところに至った」と国会で答弁する（一九七三年一月一日参院予算委員会）。

そもそも、決議文にある「科学技術行政全般の総合調整」を担当する行政機関の設置を強く唱えていたのは松前である。戦前の技官の地位向上運動である「技術者運動」に、通信技官として松前が深く関わっていたことがそのルーツであった。松前によれば、「戦時中に「技術者運動」をやった私は、その延長として、科学技術行政を手掛ける組織・機構づくりが、必要だと痛感した。」（松前、二二二頁）

確かに、科学技術に関する行政機関は各省にそれぞれ置かれてはいた。しかし、これらを総合調整する機関がなく、それが研究の重複やムダをもたらし、重点的な資源配分を阻害している。こうした認識に立って、松前は科技厅設置の必要性を各方面に熱心に呼びかける。

とはいえ、松前のこの主張について、当時「そんなことをいっても、国会の中にはだれも共鳴者がいなかった」のが現状であった。その松前にとって、与党自由党側のカウンターパートとなったのが前田である。

この二人が協議を重ねるうちに、「国会内において、科学技術の振興に関心を深める代議士も逐次でてまいり」、一九五三年に超党派の科学技術振興議員連盟が発足する。これ以前に自由党は、一九五一年に党内に科学技術振興特別委員会を設置していた。続く一九五二年になると、前田の試案に基づいて、同委員会が「科学技術庁設置要領案」を決議する。

一方、松前は一九五四年二月四日に七人の共同提案者とともに、議員立法として科学技術庁設置法案を衆院に提出する。この頃にはまだ議員立法の提出を制約する「人数要件」の規定は、国会法にはなかった。いまのように五〇人ないし二〇人の賛成者を募らなくても、議員立法を提出できたのである。

内閣提出法案となった科技厅設置法案

科技厅設置が政策課題として広く認識されるきっかけは、やはり一九五四年度予算に原子力予算が計上されたことである。つまり、原子力研究に予算措置がなされたことで、科技厅の必要性が根拠づけられたといえる。

財界もこの流れを後押しする。経済同友会は一九五四年一〇月に「科学技術促進対策」を決定した。経団連も同年六月に「科学技術総合行政機関設置の要望」を、一〇月に「科学技術行政機関設置の要領について」を政府に提起している。これらが先の科技厅設置に関する決議採択の背景にある。

この決議採択に刺激され、政府は科学技術庁設置法案を内閣提出法案として成立させたいと松前に打診してきた。「私は科学技術庁ができればよかったので、この申し入れを快く受け入れた。」（松前、二二八頁）

そして、一九五五年一二月召集の臨時国会では、はじめて衆院に科学技術振興対策特別委員会が設置される。一二月一二日の同委員会質疑において、原子力予算の項で言及した斎藤憲三（政府委員、経済企画庁政務次官）は次のように答弁している。「通常国会に、科学技術庁になりますか、科学技術省になりますか、これは未知の問題であります。科学技術に関する総合統一の行政官庁を設けよう、こういう構想が政府にあります」（以下略）

その後、このとおりに事は運び、科学技術庁設置法案は一九五六年二月一四日に閣議決定され、二月一六日に衆院に提出された。三月二六日には参院本会議で可決・成立する。

「国会議員の活躍、きわめて大きく」

一九五六年五月一九日、科学技術庁は総理府の外局として誕生する。これと同時に、原子力局は総理府から科技庁に移管された。設置法二一条は「科学技術庁の長は、科学技術庁長官とし、国務大臣をもつて充てる」と定めていた。これに従って、初代長官には、北海道開発庁長官および原子力委員長の正力松太郎が兼務して就任した。科技庁設置にともない原子力委員会設置法が改正され、七条一項の「委員長は、国務大臣をもつて充てる。」の傍線部は、「科学技術庁長官たる国務大臣」に改められた。これにより、原子力委員長ポストは科技庁長官の充て職に変わった。初代政務次官は斎藤憲三であった。また、初代次長（一九五七年八月一日より事務次官）は通信省で松前の後輩であった元工務局長の篠原登（のち東海大学副理事長）である。松前は「私は年来の同志である篠原登君を初代事務次官に送りこんだ」と語っている。

このように、科技庁設置を主導したのは松前や前田など国会議員であった。『科学技術庁十年史』は次のように評価している。「科学技術庁の設置に関しては、国会議員の活躍に負うところがきわめて大きく、しかも法案、予算とも超党派で推進されたところに大きな意義がある。」（同五〇頁）

5 繰り返される機構再編

オイルショックで「原発に寛容に」

一九六六年に東海原発が営業運転を開始した。一九七〇年時点では原子力による発電量はまだ全体の五%にすぎなかった。一九七〇年代の二

度にわたるオイルショックは、この比率を引き上げる決定的な外的要因となった。それまで国民の間に染みついていた「原子力アレルギー」は、石油頼みの火力発電の不安定さを前に大きく薄らいだのである。その後、全発電量に占める原子力発電の比率は、一九八〇年には一七%、一九九〇年には二七%、二〇〇〇年には三四%と急伸する。世論はオイルショックを境に「原発に寛容になっていった」とみなすことができよう。当時、田中角栄が首相として、「原発の必要性に全く議論がない」と国会答弁したことはすでに述べた。

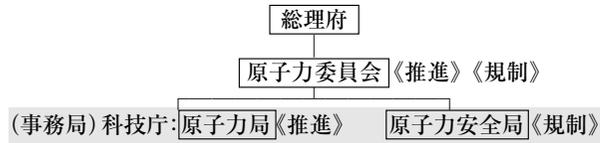
また、第一次オイルショックのちょうど直前の一九七三年七月に、通産省は資源エネルギー庁を外局として新設する。これは組織を縦割りから横割りへと改める通産省の大幅な機構改革の一環であり、その最大の目玉とみられた。すなわち、各産業を資源の立場から「横」に見直し、従来の公益事業局、鉱山石炭局、および大臣官房総合エネルギー政策課の三部門を統合し、外局として分離・独立させたものである。長官官房のほか、石油部、石炭部、公益事業部が置かれ、原発関係は電気・ガス事業とともに公益事業部の所管となった。

「むつ」放射能漏れ事故と原子力安全局の新設

すでに科技庁は一九七五年度概算要求に、原子力安全局の新設を盛りこんでいた。既存の原子力局内の安全管理関係を独立強化することがその趣旨であった。とはいえ、折からの緊縮予算からみて、それが認められるとは科技庁自身も想定していなかった。

しかしひょうたんから駒の事態が生じる。原子力船「むつ」が一九七四年九月、公海上での出力上昇試験中に放射能漏れ事故を起こしたのである。原子力の安全性に対する国民の不安感を増大させたのはいうまで

【原子力行政機構図②：1976.1.16～】



もない。これが皮肉な「推進力」となって、例外的に原子力安全局の増設が認められることになる。それでも当初は、第二次田中角栄内閣の細田吉蔵行政管理庁長官は「安全管理部門は環境庁に移すという考えもあり」などと難色を示していた。ちなみに、二〇一一年八月に環境省の外局として原子力安全庁を新設する方針が閣議決定された。実はその構想はすでに一九七〇年代半ばに唱えられていたのである。

首相は一九七四年一二月に三木武夫に変わった。科技庁原子力安全局の新設問題は三木政権にも引き継がれることになる。原子力安全行政の見地から新設を求める科技庁を与党自民党が強力に支援した。そのため、松沢雄蔵行政庁長官は三つある科技庁審議官ポストのうち二つを減員することを条件に譲歩する。最終的な裁定を下したのは、首相の意を受けた井出一太郎官房長官であった。

当初は一九七五年七月設置の予定であったが法案成立が遅れ、一九七六年一月の発足となった。開発促進と安全規制の両方を担ってきた原子力局は、それ以降前者のみの担当となり、後者は新設の原子力安全局に委ねられた。原子力局が果たしてきた原子力委員会の事務局としての機能も、二局がともに担当することに変わった。

二局合わせての規模は、従来の原子力局より一人増えて一七二人（原子力局七一人・原子力安全局一〇一人）となり、まさに焼け太りであった。原子力局が推進も規制も担う仕組みから、規制問題を専門に扱う局ができたことは、一歩前進といえ

なくもない。ただし、同じ科技庁の中に、推進機関と規制機関が同居する事態は、警官と泥棒が一緒になっている。構造にはかならなかった。

原子力委員会からの原子力安全委員会の分離

原子力船「むつ」の放射能漏れの影響は、原子力安全局の新設にとどまらなかった。国の原子力安全確保体制を根本から問い直すため、首相の私的諮問機関として「原子力行政懇談会」が設置されたのである。ここで原子力委員会のあり方などの検討作業が行われた。一九七五年に第一回会合を開いてから三四回もの審議を重ねて、一九七六年七月に原子力行政体制の抜本的改革を提言する意見書を首相に答申する。

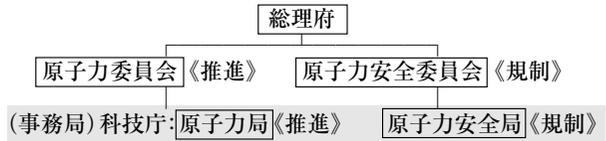
とりわけ、原子力安全規制行政については、原子力委員会のもつ開発・利用と安全・規制の二つの機能のうち、後者を別機関に分離すべきだとした。すなわち、原子力安全委員会を新たに設けて、規制官庁が行う安全審査をこれがダブルチェックする体制の確立を主張した。

この答申に基づき、政府は原子力基本法などの改正に着手する。その結果、先に引いた原子力基本法第二条には、次のように「安全の確保を旨として」という文言が挿入された。「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」

そして、「安全の確保」を根拠に原子力安全委員会が新設されるのである。原子力行政体制は原子力委員会と原子力安全委員会の「二頭立て」となり、原子力委員会設置法は、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法に改称された。

同法により、安全委は原子力委員会と同様に、国家行政組織法上の八

【原子力行政機構図③：1978.10.4～】



条委員会でありながら、自ら「企画」「審議」「決定」できる強力な機関と位置づけられた（改正原子力基本法五条二項、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法一三条）。また、首相は原子力委ならびに安全委の決定を尊重しなければならいとされた（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法二三条）。

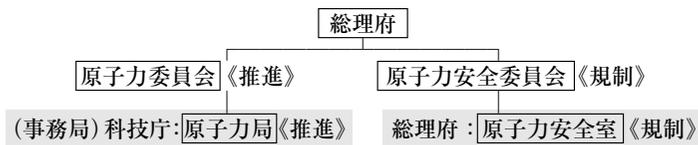
安全委は規制行政面での最高政策決定機関となつたのである。

具体的には、原子力委員会が行ってきた原子炉などの安全審査は、原子炉の種類ごとに所管の省庁が一貫して審査し、それを安全委が再審査する。すなわち、商業用発電炉は通産省が、実用原子力船は運輸省が、研究開発炉は科学庁がまずチェックするが、それを安全委がダブルチェックする仕組みが設計された。こうして安全審査体制の強化を図つたのである。一方、委員長については、原子力委員会とは異なり科学庁長官が充てられることはなく、委員五人の互選による（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法一五条）。

原子力基本法等改正案は一九七八年六月に成立し、同年一〇月に原子力安全委員会が発足する。これにより、原子力委員会の事務局がいずれも科学庁の原子力局と原子力安全局の二つに分かれる事態は解消された。原子力委員会は原子力局が、原子力安全委員会は原子力安全局がそれぞれ事務局となった。

とはいえ、推進と規制の事務局が同じ科学庁にあることに変わりはない

【原子力行政機構図④：2000.4.1～】



かった。「読売新聞」一九七八年八月八日付社説は次のように主張した。「安全委の事務局は、原子力委とともに科学技術庁に置かれるが、ダブルチェックの趣旨を考えれば、早急に独立すべきである。」この指摘にもかかわらず、原子力安全局が科学庁を離れるのは二〇年以上も先のことになる。その間、一九九五年一二月には高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏洩事故、そして一九九九年九月には次に述べる東海村JCO臨界事故が起こった。

東海村JCO臨界事故と安全委の強化

一九九九年九月、茨城県東海村にある住友金属鉱山の子会社のウラン加工施設ジェー・シー・オー（JCO）で、臨界事故が起こった。至近距離で中性子線を浴びた作業員三人中二人が死亡するなど、それまでの日本の原子力史上最悪の原子力事故であった。

ウラン溶液をつくる際にステンレス製のバケツを使うなど、信じられない違法な作業が現場では繰り返されていた。これを見抜けなかった原子力安全委員会のあり方に、強い疑問が投げかけられた。日本原子力学会が二〇〇〇年九月にまとめた事故調査報告書は、「規制官庁の安全審査をダブルチェックするために必要な独立性を、十分有してはいない」「人数、支援要員、審議時間も十分と言えない」と安全委の安全対策不備を厳しく指摘した。

既述のとおり、通産省や科技庁による安全審査をダブルチェックすることこそ、安全委の存在理由だった。しかしその実態は、行政庁が審査したあとを、わずか二〇人前後の事務局が書類の上で点検するにすぎなかったのである。安全性の向上にはさほど寄与してはいないともいわれた。

事故以前から、科技庁に置かれていた安全委の事務局は、省庁再編時に内閣府に移管することになっていた。しかしこの事故を受けて、政府は再発防止をアピールするために、安全委を科技庁から切り離すことを急いだ。そこで、二〇〇〇年四月には事務局を総理府に移して、原子力安全室を発足させる。事務局員も九〇人規模に増員した。二〇〇一年一月の省庁再編時にはさらに一〇〇人体制へと増員された。すなわち、それまでのように科技庁に頼らずに、自前で調査・審査業務を行える事務局スタッフが整うことになった。

こうして、科技庁に推進と規制の両事務局が同居する事態は、ようやく解消されたのである。

6 巨大規制官庁としての原子力安全・保安院

省庁再編と原子力安全・保安院の誕生

二〇〇一年一月の中央省庁再編にともない、総理府は内閣府に再編され、通産省は経済産業省となり、科技庁は文部省と統合され文部科学省へ衣替えした。原子力行政機構も大きく様変わりする。その最大の目玉は、原子力安全・保安院の新設であった。それまで複数の省庁に分散していた原子力安全および産業保安部門を包括する機関が誕生したのである。それは、原子力政策の重点を「推進」から「安全規制」へ転換させ

ることを意味するはずであった。

ここで原子力安全・保安院の法的位置づけを確認しておく。経産省の外局として資源エネルギー庁が設置されており、さらにその「特別の機関」として原子力安全・保安院が置かれた（経済産業省設置法二〇条一項）。専門性が強くある程度の規模を求められる行政分野には、特別の機関が設けられることがある。たとえば、検察庁は法務省の特別の機関である。

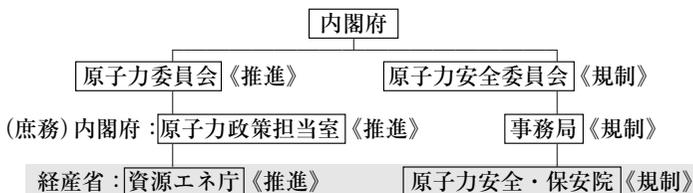
原子力安全・保安院の設置目的は「原子力その他のエネルギーに係る安全及び産業保安の確保を図るための機関」とされている（同二〇条二項）。その所掌事務のうち「原子力に係る安全」に該当する規定は次のとおりである。

- ・原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制その他これらの事業及び施設に関する安全の確保に関すること。（同四条一項五七号）
- ・エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関すること。（同四条一項五八号）

すなわち、科技庁が従来担ってきた核燃料の製錬・加工などの規制に関する分野が保安院に移管された。こうして、通産省と科技庁に分かれていた原子力行政の安全規制部門は、保安院にほぼ一元化されたのである。そこには、「もんじゅ」やJCOの事故を教訓として、「上流から下流まで、一貫した安全規制が不可欠」という国の新しい方針が反映されていた。

定員は六三三人の大所帯となり、原子力の安全規制を担当する職員が二六〇人を占める。さらにこのうち一〇〇人は、新設されたポストである原子力保安検査官や原子力防災専門官として、全国の原子力関連施設

【原子力行政機構図⑤：2001.1.6～】



に配置された。これらポストは、JCOの臨界事故を受けて制定された原子力災害対策特別措置法に基づいている。前者は地元で運転状況を日常的に検査し、後者は地元で防災対策を担当する。

その一方、通産省は原子力安全・保安院設置による組織の肥大化を避けるため、工業技術院を廃止し独立行政法人に移行させた。

原子力安全委員会の拡充・強化

ダブルチェック機能の形骸化が指摘されていた原子力安全委員会も、内閣府への移管に合わせて組織の拡充が図られた。原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正が行われ、その二一条に基づいて原子力安全委員会に専属の事務局が設置された。また、前述のとおり〇〇人体制へとスタッフも増員されたのである。

経産省は電力会社など原子力産業界を所管する一方、巨大規制官庁である原子力安全・保安院をも擁することになった。「推進」と「安全規制」の部局が省内に同居する事態に、保安院の規制業務を監督する安全委はますます重要な役割を果たすことが期待された。

ただ、この設置法の一部改正によって、原子力委員会および原子力安全委員会の報告を首相が「十分に尊重しなければならない」と定めた二三条は削除された。これについて、当時の行政改革担当大臣だった続訓弘総務庁長官は次のように国会で答弁している。「二百十一の審議会の

中で、尊重義務を課しているのが二十二ございました。今回それを整理しておりますけれども、その趣旨は、行政責任は内閣にある、行政府にある、したがって、仮に審議会に意見を求める、その意見の具申は当然のことながら尊重する、したがって、言わずもがなの規定であるので私どもは今回整理をした、こういうことであります。」（一九九九年一月一八日衆院行政改革に関する特別委員会）

つまり、法体系として整合性をとるために削除したにすぎず、首相の尊重義務に実質的な変化はないとしている。

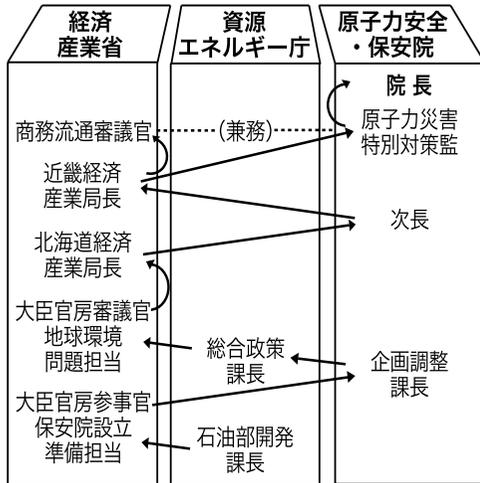
さて、「安全規制」の部局が拡大した一方で、推進する側は格下げされたと言わざるを得ない。原子力委員会の委員長は科技庁長官が兼務するポストから、有識者を両院の同意を得て首相が任命するものに変わった。安全委と異なり専属の事務局は置かれることなく、その「庶務」は内閣府原子力政策担当室が担当することになった。

結局は経産省の焼け太り

いくら規制部門が強化されたとはいえ、原子力行政全体からみれば経産省の焼け太りという印象はぬぐえない。原発ばかりでなく、科技庁が従来受け持ってきた高速増殖炉「もんじゅ」、使用済み核燃料再処理工場、JCOのような核燃料加工施設も保安院の担当に変わった。「エネルギー」としての原子力政策」は資源エネルギー庁が一元的に担うことになった。対照的に、草創期から原子力行政を牽引してきた科技庁の持ち場は、文科省となって研究機関の試験研究など「科学技術としての原子力政策」のみに縮減された。そのため、原子力委と安全委を事務局として支えてきた、同庁の原子力局と原子力安全局は廃止された。

これについて、通産省と科技庁にまたがっていた原子力行政をエリー

【図表2】



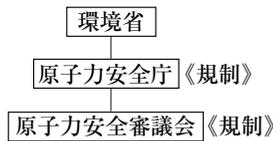
出典：『東京新聞』2011年8月19日。

ト通産官僚が「取りに来た」と、自民党の中川秀直衆院議員は振り返っている。くだんの官僚が「一体にならないとできない、その方が安全審査が効率的になる」と言っており、きかないんだよ」と動き回って、科技厅は押し切られたという。中川は第一次橋本龍太郎内閣で科技厅長官を務め、省庁再編が立案される当時は、衆院財政構造改革推進特別委員長のポストにあつて行革に関与していた。

その結果、経産省の傘下に原子力行政の「推進」と「規制」の部局が同居する事態が出来た。当初から「本当に中立的な規制が可能か」と懸念されていたのである。推進行政に携わっていた官僚が規制部門に異動することも十分ありえた。事実、二〇一一年八月二二日付で就任した深野弘行原子力安全・保安院長は図表2のとおり、規制側と推進側を行き来している。深野を含めて歴代院長六人中五人が推進側の資源エネルギーに在籍経験がある。

もちろん、保安院は経産省資源エネルギーに置かれているといっても「特別の機関」である。それゆえ規制に独立性を保てることと主張された。しかし、保安院がその後の活動を通じてそれを裏切り続けたことは、周知のとおり

【原子力行政機構図⑥:2012.4～(予定)】



りである。原子力行政の中心を推進から規制へ転換させるといふ保安院の当初の設置目的は、絵に描いた餅に終わった。

環境省原子力安全庁へ

菅直人政権は二〇一一年八月一五日、経産省原子力安全・保安院、内閣府原子力安全委員会、および文科省の放射線量モニタリング部門を統合した「原子力安全庁」(仮称)を、環境省の外局として新設する方針を閣議決定した。二〇一二年四月に発足する予定である。助言機関として「原子力安全審議会」(仮称)も置くという。原子力行政史においてはじめて、規制行政だけを単一の省が担当することになった。ようやく、推進と規制が完全に切り離されるのである。

とはいえ課題は山積である。環境省は新興官庁のため霞が関における発言力は弱い。地球温暖化防止の観点から原発推進を唱えていた「過去」も気になる。

規制部門を経産省から分離したのは当然としても、環境省には原子力行政に詳しいスタッフはほとんどいない。当面は経産省からの出向者に依存せざるを得ない。彼らが大挙して移籍する原子力安全庁は、四〇〇人以上を擁する巨大な外局となるという。いまの環境省の職員数は全体で八〇〇人程度にすぎない。環境省を一つの組織としてガバナンスしていくには相当の困難が予想される。

原子力安全庁自体のガバナンスのあり方も不透明だ。既述のとおり、原子力安全委員会は行政委員

会に準じる存在として、首相を通じて関係省庁に勧告できる強い権限をもっている。また保安院によるチェックをダブルチェックする役割も重要であった。一方が審査し他方が報告する関係にあった両者を統合することで、この緊張関係はどうなるのか。これは安全庁の長官人事にもかかわる。安全委は有識者が、保安院は官僚がトップを務めてきた。長官をいかなる位置づけにするかはこの組織にとって死活的な意味を持つ。

いずれにせよ、規制権限を十分に発揮するためににより必要なのは、組織の独立性である。その担保を第一とした制度設計が求められよう。

おまげに

戦後日本の原子力行政史に通底するのは、いうまでもなく推進優先の「制度体質」である。甚大な事故が発生するたびに、組織を割って規制部署を弥縫的に増設していった歴史がそれを裏付けている。その際、警官と泥棒が一緒になって、いようと、さして頓着されなかった。松前や田中角栄も抱いた「資源小国」の自意識がそれを正当化したのだろう。

ここで「弥縫史」を確認すれば、まず、原子力委員会の下にあった科技庁原子力局から原子力安全局を分離させた。次いで原子力委員会とほぼ同格の原子力安全委員会を並立させ、それぞれの下に事務局として原子力局と原子力安全局を置いた。その後、同じ科技庁内に推進と規制の事務局が併存する組織配置を改め、さらには安全委に専属の事務局をもたせるまでに規制面を強化した。そして原子力安全・保安院が設置されるに至って、強力な一元的規制行政が実現されることが期待された。それでも推進優先の「地金」は改められず、ついに福島第一原発事故によってその底が完全に抜けたのである。

もはや原発推進という選択肢はありえず、脱原発に向けて着実に歩を進めていくほかない。フクシマという途方もない犠牲によって、ようやく従来の「制度体質」は転換を遂げるのか。Better late than never（遅くともやらないよりまし）という受験生時代に覚えた格言を思い出した。（文中敬称略）

参考・引用文献

- 『朝日新聞』「原発国家 中曽根康弘編」1～5」（二〇一一年七月一日～二二日）、「原爆と原発1～5」（同年七月二二日～二六日）、「原発国家 田中角栄編」上・下」（同年八月一六日・一七日）、「原発国家 社会党編」上・中・下」（同年八月一八日～二〇日）。
- 大淀昇一（一九九七）『技術官僚の政治参画』中公新書。
- 科学技术庁創立十周年記念行事実行準備委員会編（一九六六）『科技庁十年史』科学技术庁創立十周年記念行事協賛会。
- 術庁十年史（一九七四）『斎藤憲三の生涯』斎藤憲三顕彰会。
- 川原衛門（一九七四）『斎藤憲三の生涯』斎藤憲三顕彰会。
- 『官報』「資料版」第八七二五号（一九五六年二月一日）。
- 佐藤栄佐久（二〇〇九）『知事抹殺』平凡社。
- 佐野真一（一九九四）『巨怪伝』文藝春秋。
- 中曽根康弘（一九九二）『政治と人生』講談社。
- （一九九六）『大地有情』文藝春秋。
- （一九九六）『大地有情』文藝春秋。
- 『保安院』をつくった男「やらせ」に連なる遺伝子を組み込んだ」（二〇一一年八月一日）『AERA』八月十五日。
- 松前重義（一九八七）『わが昭和史』朝日新聞社。
- 拙稿（二〇一〇）「各省技官人事で進行する「静かな革命」」井田正道編著『変革期における政権と世論』北樹出版。

（にしかわ・しんいち／明治大学教授）